平成２６年（フ）第１３６号
大分市牧３丁目12番４号
債務者　安部　幸治
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４９号
大分市久原南１丁目１番38号　レオネクスト日吉原Ⅱ105
債務者　佐々野英世
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５６号
大分市大道町３丁目３番39号
債務者　原田　敏弘
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５３号
宮崎市清武町加納甲1998番地11　シティ21―105号、前住所宮崎県日南市瀬西２丁目１番１―107号
債務者　崎田　佳織
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５０号
福島県郡山市安積町笹川字四角坦11番地の１
債務者　佐々木喜代子（旧姓良田）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
兵庫県明石市花園町１番地の13　サン花園、前住所兵庫県姫路市苫編341番地７
債務者　蛭子　　宏
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
神戸市西区桜が丘東町５丁目10番地の３
債務者　八木　英次
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
神戸市西区富士見が丘２丁目20番地の16
債務者　岸本　陽子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
神戸市西区曙町1070　自立生活訓練センター、住民票上の住所神戸市西区学園西町７丁目３番地722―105号
債務者　経典グラフィックスこと　木村　経典
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
北九州市小倉北区篠崎２丁目21番13―202号
債務者　藤堂　清恵（旧姓木山）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２５８号
北九州市小倉北区黄金２丁目６番６―702号
債務者　前潟美津子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２７９号
北九州市小倉北区黄金１丁目７番12―607号
債務者　中原　誠史
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８４号
北九州市門司区下二十町７番２―505号
債務者　寺田　　恵
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６１９号
愛知県岩倉市東新町南江向21番地１　岩倉団地62棟103号、従前の住所名古屋市北区大曽根３丁目１番11号　冨士見ハイツ403号
債務者　奥間美穂子（旧姓蜂須賀）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９１号
広島県福山市熊野町甲560番地
債務者　河野　美鈴
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第９６号
広島県福山市向陽町１丁目22番７号　山口アパート３
債務者　佐々木邦彦
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８６号
北九州市小倉北区赤坂２丁目20番10―803号
債務者　奈木野孝彦
1　決定年月日時　平成26年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部